

募集要領

「松山市商店街出店奨励金」

令和4年度 松山市商店街空き店舗対策緊急支援事業

申請期間

令和4年**10**月**1**日(土)から令和5年**3**月**31**日(金)まで

令和4年10月1日 1.0版

松山市商業振興対策事業委員会
(松山市地域経済課)

【注】この募集要領は、必要に応じて改訂することがありますので、最新のものを松山市ホームページでご確認ください。

目次

1. 事業概要	3
- 制度概要	
- 申請手順	
2. 給付要件を確認する	7
- 給付要件	
- 不給付要件	
- 給付額の算定式	
3. 申請する	15
- 申請に必要な書類一覧	
- 申請方法	
- 申請先	
- 審査結果の通知と振込	
- 申請書類等の保存義務	
- 給付決定の取り消し及び返還等	

(裏面) ホームページURL・お問い合わせ先



1. 事業概要

1. 事業概要

松山市商店街出店奨励金とは？

松山市内の商店街等において空き店舗への出店を促すことで、商店街の活性化を図ることを目的に、予算の範囲内において、奨励金を給付し、出店者を支援します。

給付対象 詳しくは、p7へ

令和4年10月1日以降に松山市内の商店街等の空き店舗を新たに賃借し、給付対象となる事業の営業を開始していることなどが、給付要件となります。詳しくは、募集要領の「2.給付要件を確認する」をご確認ください。

給付額 詳しくは、p13へ

<給付額の算定式>

$$\text{給付額} = \text{給付対象経費} \times \frac{1}{2} \text{以内 (給付率)}$$

※但し、**50万円**を上限とする。

※「給付対象経費」は、**1か月分の月額賃借料**

※下記に掲げる経費は給付対象経費となりませんので、ご注意ください。



(例) 敷金、礼金、仲介手数料、保険料、共益費、駐車場料金、消費税額、店舗の改装に要する経費 等



1. 事業概要

申請期間

令和4年**10月1**日(土)から令和5年**3月31**日(金)まで ※必着

※予算を超える申込があった場合は、上記申請期間内であっても募集を締め切りますのでご了承ください。

申請方法

詳しくは、p16へ

申請方法は、**①メール**、**②郵送**、**③窓口**から選択が可能です。申請に必要な書類をご準備のうえ、下記申請先にご申請ください。

※行政におけるデジタル化推進の観点から、**「メール」での申請にご協力ください。**

※郵送又は窓口での申請をご希望の場合は、あらかじめ松山市地域経済課（TEL：089-948-6548）までお問合せ下さい。

申請先

<メール申請の場合>



chiikinet@city.matsuyama.ehime.jp

※件名に「**商店街出店奨励金 申請**」とご記載ください。

<郵送申請の場合>



〒790-8571

松山市二番町4丁目7-2 松山市市役所8階 地域経済課

※封筒表面に赤字で「**商店街出店奨励金 申請書在中**」とご記載ください。

<窓口申請の場合>



松山市役所8階 地域経済課（松山市二番町4丁目7-2）

【平日】8：30 ～ 17：15



1. 事業概要

<申請手順>

① 松山市ホームページへアクセス！

松山市商店街出店奨励金

検索



URL: <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shokogyo/syoutengaisyuttenn.html>

② 募集要領等で給付要件をチェック！



- ✓ 本募集要領p7～p13をご確認ください。

③ 申請書類(様式)をホームページよりダウンロード！

- ✓ Word・Excelが使用できる環境が必要です。

④ 申請書類を作成



- ✓ 様式第3号「空き店舗であることの証明書」は、必ず店舗等の所有者等に作成を依頼してください。
- ✓ 様式第4号「商店街組合員であることの証明書」は、必ず商店街組織等に作成を依頼してください。

申請(メールor郵送or窓口)

- ✓ 担当者が申請内容を確認・審査
- ✓ 書類に問題等が無ければ、通常1か月程度で、指定の口座へご入金

2. 給付要件を確認する

2. 給付要件を確認する

本事業において奨励金の給付対象となる事業者は、下記に掲げる要件を全て満たす事業者であり、かつ、p12に示す「不給付要件」のいずれにも該当しない者とする。

給付要件

1. 令和4年10月1日以降に松山市内の商店街等の空き店舗を新たに賃借した者

- 「商店街等」とは、商店街その他の商業の集積又は問屋街をいう。
- 「空き店舗」とは、商店街等の街区内に所在し、店舗として賃借できる状況ながら、連続して1か月以上商業活動が行われていない店舗又は住居等の用に供していない空き家であるものとする。
 - ※ 申請にあたっては、空き店舗であることの証明として、店舗等の所有者等が作成した「空き店舗であることの証明書（様式第3号）」の提出が必須です。
- 「賃借」とは、事業者と空き店舗所有者等との間で、賃貸借契約等（転賃借契約を含む）を締結することをいう。但し、契約期間が1年以上の賃貸借契約等に限る。
 - ※ 賃貸借等の契約期間の始期が令和4年10月1日以降であれば、契約締結日は令和4年9月30日以前であっても可とします。
- 申請日時点において、月額賃借料を既に支払っていること。



2. 給付要件を確認する

2. 申請日時点において、「1.」に該当する空き店舗を使用し、以下に定める給付対象事業の営業を開始していること

- 「給付対象事業」とは、日本標準産業分類における大分類「小売業」、「飲食サービス業」及び「生活関連サービス業」（次ページ参照）又は、その他委員長が適当と認める事業とする。
- 以下に該当する事業は、「給付対象事業」の対象外とする。
 - i. 専ら事務所又は倉庫として使用する事業
 - ii. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係る事業
 - iii. 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - iv. 公の秩序もしくは善良の風俗を害する恐れがある事業又は公的な支援を行うことが不適切と委員長が認める事業
- 「空き店舗を賃借等した者」と「給付対象事業を営業する者」が、同一事業者であること。



営業の実態を確認するため、市職員等による現地調査を行う場合があります。

2. 給付要件を確認する

(参考)日本標準産業分類とは



「小売業」、「飲食サービス業」及び「生活関連サービス業」とは、下表に該当する業種を指します。

大分類	中分類	小分類
小売業	各種商品小売業	いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所
	織物・衣類・身の回り品小売業	呉服、服地、衣服、寝具、靴、帽子、洋品雑貨、小間物、その他身の回り品を小売する事業所
	飲食料品小売業	野菜、果実、食肉、鮮魚、酒、菓子、パン、そう菜、乾物、その他飲食料品を小売する事業所
	機械器具小売業	自動車、自転車、電気機械器具、電気事務機械器具、それらの部分品、付属品を小売する事業所
	その他の小売業	家具、金物、医薬品、化粧品、書籍、文房具、スポーツ用品、娯楽用品、楽器、時計、その他商品を小売する事業所
飲食サービス業	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、居酒屋、喫茶店等
	持ち帰り飲食サービス業	飲食することを主たる目的とした設備を有さず、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業	クリーニング業、理容店、美容室、銭湯業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサロン、その他身の回りの清潔を保持するため又は心身のリラックス並びにリフレッシュを促進するためのサービスを提供する事業所
	娯楽業	映画館、劇場、スポーツ施設

(参考)統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類

2. 給付要件を確認する

3. 申請日時点において、事業者が出店する商店街等に所在する商店街組合等に参加していること

➤ 「商店街組合等」とは、以下のいずれかに該当する組織・団体をいう。

- i. 商店街等を構成する団体であって、商店街振興組合、事業協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書に規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの
- ii. 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、かつ、財産の管理等を適正に行うことができるもの
- iii. ア又はイに類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、かつ、財産の管理等を適正に行うことができるもの

※ 申請にあたっては、商店街組合等に参加していることの証明として、商店街組合等が作成した「商店街組合員であることの証明書（様式第4号）」の提出が必須です。

4. 出店や開業等に際して法律に基づく資格や許認可等が必要な場合は、当該資格等を有すること又は有する見込みがあること

※ 必要に応じて、各種許認可等の書類提出を求める場合があります。



2. 給付要件を確認する

5. 以下に定める「宣誓・同意事項」について、いずれにも宣誓・同意すること。

宣誓・同意事項

- i. 松山市商店街出店奨励金に係る給付要件を全て満たしていること
- ii. 申請内容に虚偽のないこと
- iii. 愛媛県や松山市の感染対策に協力するとともに、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止に努めること
- iv. 暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- v. 商業振興委員会及び松山市等が必要と認めた場合は、立入検査、書類確認・提出及び事情聴取等に応じ、これに協力すること
- vi. 商業振興委員会及び松山市等が必要と認めた場合は、申請書類に記載された情報を国、愛媛県、松山市、警察、税務機関に提供することについて同意すること
- vii. 虚偽が判明した場合は、奨励金の返還及び加算金の支払いに応じるとともに、事業者名等の情報を公表されることに同意すること
- viii. 法令その他商業振興委員会が必要があると認め指示する事項を遵守すること

2. 給付要件を確認する

不給付要件

下記の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、**給付対象外**となります。

1. 奨励金の給付を受けようとする者が、政治団体又は宗教上の組織・団体である場合
2. 賃借する空き店舗等を他の者に転貸して業務を行う者
3. 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と関係がある者
4. その他、公の秩序もしくは善良の風俗を害する恐れがある事業又は公的な支援を行うことが不適切と委員長が認める者



2. 給付要件を確認する

奨励金の給付額は、以下に定めるとおりとする。

給付額の算定式

$$\text{給付額} = \text{給付対象経費} \times \frac{1}{2} \text{以内（給付率）}$$

※但し、**50万円を上限**とする。

- 「給付対象経費」とは、本要領に定める「給付対象事業」の用に供する店舗等における**1か月分の月額賃借料**とする。

※ **下記に掲げる経費は給付対象経費に算入できません**ので、ご注意ください。

(例) 敷金、礼金、仲介手数料、保険料、共益費、駐車場料金
消費税額、店舗の改装に要する経費 等

- 給付額の算定において、1,000円未満の端数は切り捨てとする。
- 予算を超える申込があった場合等は、給付額を減額する可能性がある。
- 国、地方公共団体（松山市含む）又は公共的団体から賃料にあてるための支援金等を受給している場合や、これから受給することが決定している場合、本事業の給付額を減額する可能性がある。
- 店舗併用住宅等の場合は、対象部分（店舗部分等）と対象外部分の面積按分により算出した店舗部分に係る賃料のみを「給付対象経費」として認める。

※ 上記に該当する場合は、市担当者まで事前にご相談ください。

(参考) 給付額の早見表



給付対象経費 (月額賃借料)	10万円	20万円	50万円	100万円	150万円	200万円
給付額	5万円	10万円	25万円	50万円	50万円	50万円

3. 申請する

3. 申請する

申請に必要な書類一覧

申請に必要な書類は以下のとおりです。

様式第1号 【指定様式】	申請書	振込先の「口座名義人」は、必ず申請者と同一名義の口座を指定してください。
様式2号 【指定様式】	誓約書	「署名欄」は、必ず自署してください。
様式3号 【指定様式】	空き店舗であることの証明書	必ず「空き店舗等の所有者」が作成したものを提出してください。
様式4号 【指定様式】	商店街組合員であることの証明書	必ず「商店街組合等」が作成したものを提出してください。
別添1 【任意様式】	賃貸借契約書等の写し (又は転賃借契約書の写し)	賃貸人・賃借人・契約締結日・契約期間・月額賃借料等の契約内容を全て確認できる書類を提出してください。
別添2 【任意様式】	図面等の写し	賃貸部分の面積が明確に分かる図面を提出してください。 ※店舗併用住宅の場合は、店舗等部分と住宅部分を明らかにしたうえで、提出してください。
別添3 【任意様式】	店舗等月額賃借料を支払ったことが分かる書類	「銀行口座のコピー(口座情報と支払金額が確認できるページ)」又は「領収書」を提出してください。 ※必要に応じて、貼り付け台紙をご活用ください。
別添4 【任意様式】	営業をしていることが分かる書類 (写真)	以下の全てが確認できること (1)建物全体の外観がわかる写真 (2)店舗の内観がわかる写真 (3)開店日・営業時間がわかる写真・チラシ・WEBサイトの画面等 ※必要に応じて、貼り付け台紙をご活用ください。
別添5 【任意様式】	商店街組合等の定款又は規約等	商店街組合等から提供を受けてください。
別添6 【任意様式】	本人確認書類	申請者が個人事業者の場合は、「運転免許証の写し」等を提出してください。 申請者が法人の場合は、「履歴事項全部証明書の写し」を提出してください(申請日時点で発行から6ヶ月以内のものに限る。)

※ 上記申請書類のほか、必要に応じて別途追加資料の提出を求める場合があります。

※ 申請書類の様式フォーマットは、市ホームページからダウンロードしてください。



3. 申請する

申請方法・申請先

申請方法は、**①メール**、**②郵送**、**③窓口**から選択が可能です。
申請に必要な書類をご準備のうえ、下記申請先にご申請ください。

※行政におけるデジタル化推進の観点から、**「メール」での申請にご協力ください。**

※郵送又は窓口での申請をご希望の場合は、あらかじめ松山市地域経済課
(TEL：089-948-6548)までお問合せ下さい。

※申請期間は、令和4年**10月1日**(土)から令和5年**3月31日**
(金)(必着)です。

申請先

<メール申請の場合>



chiikinet@city.matsuyama.ehime.jp

※件名に「**商店街出店奨励金 申請**」とご記載ください。

<郵送申請の場合>

〒790-8571



松山市二番町4丁目7-2 松山市市役所8階 地域経済課

※封筒表面に赤字で「**商店街出店奨励金 申請書在中**」とご記載ください。

<窓口申請の場合>



松山市役所8階 地域経済課 (松山市二番町4丁目7-2)

【平日】8:30 ~ 17:15

3. 申請する

審査結果の通知と振込

- 担当者が申請内容を審査・確認します。
- 審査の結果、適当と認められた場合は、申請者に対して、「奨励金給付決定通知書（様式第5号）」を電子メール又は郵送にて通知した後、ご指定の銀行口座に奨励金をお振込みします。
- 申請書類に問題が無ければ、通常1ヶ月程度で、ご指定の銀行口座へお振込みします。

※ 申請書類に不備があった場合、追加書類の提出や申請内容の確認のため、担当者から電話連絡を行う場合があります。そのため、申請書の連絡先の記入欄には、日中に対応可能な電話番号の記入をお願いします。連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合、不給付決定とする場合があります。

申請書類等の保存義務

- 申請に係る証拠書類を整備し、給付年度の翌年から起算して5年間保存する義務があります。

給付決定の取り消し及び返還等

- 奨励金の給付決定後、給付要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、当該給付決定を取り消す場合があります。この場合、不正受給を行った申請者は、松山市の指定する期限までに、本奨励金の返還に加え、加算金を支払う義務を負います。





公式ホームページ（松山市役所ホームページ内）



松山市商店街出店奨励金

検索



URL: <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shokogyo/syoutennngaisyuttenn.html>

お問い合わせ先（松山市役所 地域経済課内）

TEL: **089-948-6548**

<受付時間>

8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

※お問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますので、予めご了承ください。

